

資料編

■本巢市計画審議会 委員名簿

氏 名	団 体 名 等	備 考
大西 徳三郎	市議会議長	
黒田 芳弘	市議会議員	
高田 文一	市議会議員	
臼井 晶子	本巢市商工会	
大熊 勝敏	本巢連合自治会	職務代理者
國井 重雄	本巢市老人クラブ	
汲田 美枝子	本巢市教育委員	
白木 佳子	真正民生委員児童委員協議会	
高田 禮子	本巢市農業委員	
橋本 楊子	本巢市赤十字奉仕団	
村瀬 里佳	本巢市連合PTA	
森田 律子	もとすつなぐ会	
山本 公德	学識経験者	会 長
横山 寛	本巢市文化協会	
渡辺 明	公募委員	

■本巢市総合計画策定委員会 委員名簿

所 属 等	氏 名	備 考
副市長	石川 博紀	委員長
総務部長	神谷 義幸	
企画部長	大野 一彦	職務代理者
市民環境部長	片岡 俊明	
健康福祉部長	村瀬 正敏	
産業建設部長	青木 幹根	
根尾総合支所長	蜂矢 嘉徳	参事兼林政部長心得兼根尾総合支所長心得
上下水道部長	三浦 剛	
議会事務局長	安藤 正和	
教育委員会事務局長	岡崎 誠	

策定経過

平成26年	10月	まちづくりに関する市民アンケートの実施 第1回若手ワーキンググループ会議	
	11月	市民ワークショップの実施（各地域2回） 第2回若手ワーキンググループ会議	
	12月	第3回若手ワーキンググループ会議	
平成27年	1月	第4回若手ワーキンググループ会議	
	2月	第1回専門部会・職員ワーキングチーム合同会議 第1回策定委員会	
	3月	第2回策定委員会 第1回計画審議会	
	5月	第5回若手ワーキンググループ会議 第2回職員ワーキングチーム会議	
	7月	第3回・第4回職員ワーキングチーム会議	
	8月	第2回専門部会	
	10月	第3回策定委員会 第2回計画審議会（諮問・審議） 第3回計画審議会（審議） 第4回計画審議会（審議）	
	11月	第4回策定委員会 第5回計画審議会 各地域市民説明会の開催 パブリックコメントの実施（11月20日～12月21日）	
	平成28年	1月	第5回策定委員会 第6回計画審議会（審議・答申）

■本巢市計画審議会条例

平成16年3月31日
条例第165号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本巢市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本市が定める総合計画に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議案に係るある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に係るある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に係る者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第52号)

この条例は、平成19年2月3日から施行する。

附 則 (平成22年条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

■本巢市総合計画策定委員会規程

平成16年10月27日

訓令甲第73号

(設置)

第1条 本巢市総合計画を策定するため、本巢市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本巢市総合計画の策定に関し、調査、審議及び調整を図るものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 委員会に専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、専門の事項を調査、研究、調整及び協議する。

3 専門部会の部会員は、委員長が指名する。

4 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

5 部会長は、専門部会の会務を総括する。

(ワーキングチーム)

第6条 専門部会にワーキングチームを設けることができる。

2 ワーキングチームは、専門部会の補助機関として施策に関する現況と課題の整理、調査、研究、各種資料の収集及び計画づくり等を行う。

3 ワーキングチームのチーム員は、部会長が指名する。

4 ワーキングチームにチームリーダーを置き、部会長が指名する。

5 チームリーダーは、ワーキングチームの会務を総括する。

(会議)

第7条 委員会の会議は委員長、専門部会にあつては部会長、ワーキングチームにあつてはチームリーダーが招集する。

2 委員長、部会長又はチームリーダーは、総合計画策定の調査、研究、調整及び審議する上で必要があるときは、構成員以外の者であっても出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会、専門部会及びワーキングチームの庶務は、企画部企画財政課において処理する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年訓令甲第4号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令甲第9号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令甲第8号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年訓令甲第6号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

参与、総務部長、企画部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業建設部長、林政部長、上下水道部長、総合支所長、議会事務局長、教育委員会事務局長
--

本巢市第2次総合計画

発行 本 巢 市
編集 企画部企画財政課
〒501-1292 岐阜県本巢市文殊324番地
TEL 0581-34-2511(代)
URL <http://www.city.motosu.lg.jp/>

